

●●制度改正による事業拡充のため、再度ご案内します!!●●

介護職員として再就職するための準備資金を貸付します！

令和2年度 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業 募集要項

※ 変更点 要項:3(1)

貸付額の上限を変更しました。

貸付額(上限)20万円 → 40万円

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

1. 事業の目的

この事業は、離職した介護人材のうち一定の知識と経験を有する者に対し、介護職員として県内で再就職する際に必要となる再就職準備金を貸し付けることにより、県内の介護人材の確保を図り、もっては福祉の増進を図ることを目的に実施するものです。

2. 貸付対象者（次のすべてを満たす方）

- ①福井県内に住民登録をしている者
- ②介護職員等としての実務経験が1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者
- ③介護人材として求められる一定の知識および経験を有する者として次のいずれかに該当する者
 - ア 介護福祉士
 - イ 実務者研修施設において必要な知識および技能を修得した者
 - ウ 介護職員初任者研修を修了した者（介護職員基礎研修、1級課程または2級課程を修了した者も含む）
- ④県内の介護事業所または施設に介護職員等として再就職または内定した者で、再就職先の雇用形態が正規職員または労働日数および労働時間が正規職員の3/4以上である者
- ⑤直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就職する日までの期間が1年以上あり、その間、県内で介護等の業務に従事していない者
- ⑥直近の介護職員等としての離職日から介護職員等として再就職するまでの間に、あらかじめ、福井県福祉人材センターに届け出を行った者

3. 貸付額と利子

(1) 貸付額は、40万円を上限とします。なお、貸付の対象は次のとおりです。

- ・子どもの預け先を探す際の活動費
- ・介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料または参考図書等の購入
- ・靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具または当該道具を入れる鞆等の費用
- ・敷金、礼金または転居費など転居に伴う場合に必要となる費用
- ・通勤用の自転車またはバイクの購入費 など

ただし、就職日前後3か月以内の支出に限ります。

(2) 貸付回数は1人につき1回限りです。

(3) 利子は無利子です。ただし、「8. 返還」返還の免除に該当しない場合で、返還期限を過ぎても返還が完了しない場合は年3%の延滞利子を徴収します。

4. 貸付の人数（令和2年度分） 若干名（先着順）

5. 申請の手続き方法

(1) 再就職準備金の貸付を希望する方は、就職後3か月以内に下記の「10. 申請先・問い合わせ先」にご持参ください。

- ① 離職介護人材再就職準備金貸付申請書兼再就職準備金利用計画書（様式第1号）
- ② 離職介護人材再就職準備金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第2号）
- ③ 介護職員等としての実務経験が1年以上有することを証明する書類および直前に介護職員等として離職してから1年以上経過していることを証明する書類（様式第3号）
- ④ 世帯全員の記載がある住民票
- ⑤ 「2. 貸付対象者」の③を証明する資格証明書の写しまたは研修修了書の写し
- ⑥ 再就職（内定・決定）証明書（様式第4号）
- ⑦ 再就職準備金の使途が確認できる書類（見積書または領収書）

(2) 申請には、連帯保証人が必要です。連帯保証人は、生計を一にしない者で、かつ、返還債務を負担することができる資力を有する者であって、原則として県内に住所を有する者です。申請者が未成年者である場合は、その者の法定代理人としてください。

6. 貸付の決定および貸付金の交付

申請書類を審査し、申請書を受領後14日以内に貸付の決定または不承認について申請者あてに通知します。貸付が決定した方には借用書（借受人および連帯保証人の印鑑証明書を添付）および振込口座申請書を提出していただきます。

貸付金の交付は、県社協が借受人から振込口座申請書を受領後、約1か月以内に指定口座に振り込みます。

7. 返還の免除

県内の介護事業所または施設の介護職員等として就職した日から、県内において2年間、引き続き介護職員等の業務に従事したとき、貸付金の返還が免除されます。

なお、災害、疾病、負傷、育休等やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった期間は、免除対象となる従事期間には含めません。

8. 返還

次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、育児休業その他特別な事由がある場合を除く。）には、貸付金を返還していただきます。返還期間は1年以内です。

- ① 貸付を辞退するなど離職介護人材再就職準備金の貸付が打切られたとき
- ② 県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき
- ③ 業務外の事由により死亡または心身の故障により介護職員等の業務に従事できなくなったとき

9. 申請先・問い合わせ先

この事業に関する問い合わせ先、申請書の送付先は、次のとおりです。
また、申請様式は本会ホームページからダウンロードできます。

【住所】 〒910-8516 福井市光陽2丁目3番22号 社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 地域福祉課「離職介護人材再就職準備金貸付」担当
【TEL】 0776-24-4987（直通） / 0776-24-2339（代表）
【FAX】 0776-24-0041 【ホームページ】 http://www.f-shakyo.or.jp